

第十三回 参議院文部委員会會議録第三十五号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)  
午前十時四十分開会

委員の異動

五月十九日委員中山壽彦君及び白波瀬米吉君辭任につき、その補欠として加納金助君及び北村一男君を議長において指名した。

五月二十一日委員寺尾豊君北村一男君及び木村守江君辭任につき、その補欠として黒川武雄君森田豊壽君及び大屋晋三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君  
理事 相馬 助治君  
木内 キヤウ君

委員

川村 松助君  
黒川 武雄君  
石黒 忠篤君  
高橋 道男君  
山本 勇造君  
荒木正三郎君  
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

政府委員

文部政務次官 今村 忠助君  
文部大臣官房渉外課長 釘本 久春君  
文化財保護委員会事務局局長 森田 孝君  
事務局側

常任委員 石丸 敬次君  
常任委員 竹内 敏夫君  
常任委員 会専門員

説明員

外務省情報文 戸田 盛國君  
化局第三課長

本日の會議に付した事件

○文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○ユネスコ活動に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

最初に文化財保護法の一部を改正する法律案の提案理由を文部大臣から承ります。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今上程になりました文化財保護法の一部を改正する法律案について、その概要を御説明申し上げます。

文化財保護法は、文化財保護の重要な使命に鑑みまして、昭和二十五年第七国会において国会みずからの御発案によつて通過成立したものでありますが、その任務の重要性に照しまして、文化財保護委員会という行政委員会をしてその行政上の責任を負わしめていることは、申上げるまでもないこととであります。今回の政府全般を通じて行政機構の改革に当りまして、文化財保護行政の特殊性に基きまして、文化財保護委員会は存続することになったのでありますが、ただ内部的に、この委員会に關し左の諸点について機構の簡素化を行うことに相成つた次第であります。

即ち、第一に、文化財保護委員会の委員の数は現在五人であります。

これを三人に減少いたしましたこととあります。第二には、事務局の總務部、保存部の二部制を廢止して次長制とし、機構の簡素化を図ろうとした次第であります。

第三には、右に伴つて所要の規定の整備を行うこととありますが、特に現在の五人の委員は、この法律施行の日において失職することとし、新委員は、新たに任命することとしたのであります。

以上が、この法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決下さるよう御願いたします。

○委員長(梅原眞隆君) これに対する質疑は次回に延ばしまして、次にユネスコ活動に関する法律案を取上げます。ユネスコ活動に関する法律案について質疑のおありのかたから御質疑を願います。

○岩間正男君 ユネスコ活動の国内におけるところの活動を法文化する、こういうこととありますが、特にこういうふうな文化、いわば一つの文化運動といふものであります。こういうものを國際的な関連もあるだろうとは思ふのでありますが、いわば民間におけるところの活動、そしてそれを自然に助成するといふ形は、文化政策としては望ましいと思ふのですが、こういうような法案化して、そして機構を非常に整備する、そういうことによつて、而も又文部省がその中に相当介入する、こういう形である、権限規定なんかもあるようであります。そういうことによつて文化活動におけるところの官僚統制という弊害はないかどうか。こういう点はどういふふうに考えられてこのような法案が立法化されるのであります。その点根本対策としてお聞きしたい。

○政府委員(釘本久春君) お答え申し上げます。ユネスコ活動の全国的な文化運動であります限り、お説のごとく官僚統制に陥ることは最も顧慮すべきことであると考へるのでございます。が、この点は御承知のように、我が国がユネスコ加盟国として受諾しましたユネスコ憲章そのものの中にも明記してあり、種々の場合にそうした注意が払われているのであります。従いましてユネスコ憲章に定められておりますところに基づきまして作り出したこの法案乃至作ろうと思つております機構につきましては、只今御指摘のような懸念は全くないように私ども解しておるわけでございます。

○岩間正男君 もう少し説明してもらいたいのですが、ないといふことを原則に、ないからないと言ふけれども、そういう関係ではない。日本の一つの文化活動としてこれを又法制化してやつて行く、こういうことは何かもうユネスコ憲章などに、これは私まだ十分その点の関連は調べておりませんが、何かこれは国内法で規定して、そしてこういう活動をやらなければならぬといふようなそういう規定まであるのですか。

○政府委員(釘本久春君) それは多少

くどくなるようで恐縮でございますが、お答え申し上げます。國際条約でありますユネスコ憲章を受諾いたしましたユネスコ憲章の中に定めております第七條に、資料は先般お届けいたしましたと思ひますが、その七條の中に、ユネスコの國內委員会を設置することが要請されておりました。その國內委員会は各國において広く教育、學術、文化に關する主要な団体及び政府の代表で構成する國內委員会の組織を作ることが望ましい。そしてその國內委員会が政府に対して助言的な資格で行動し、且つ他國にそれを通じてお

ります。國內委員会と或いはユネスコの本部と連絡をとり、世界的にこのユネスコ活動が展開するように、それに役立つようになすことが望ましいといふ意味のことが書いてあるわけでございまして、事實におきましてユネスコ加盟國、本年の二月現在六十五ヶ國のうち、五十八ヶ國がこのような民主的な組織による國內委員会を作つておりますし、又大部分ががやうな法律或いは法律に準ずる規定に基いて政府機關として國內委員会を設けておるのでございます。

○岩間正男君 今參加國の中で國內立法をちゃんとしておる國はどのくらいあります。

○政府委員(釘本久春君) お答え申し上げます。大部分の國がそうやつておりますが、的確な数字は今すぐ調べません。

○委員長(梅原眞隆君) 外務省のかた

もおおいでになりましたから、御質疑のかたはお願いいたします。総括的な御質疑はございませんか。

○岩間正男君 このユネスコ委員会で、過般の国連における朝鮮事案ですね、この朝鮮事案で国連があいまい態度をとつて、国連の警察軍が朝鮮の問題に介入したあの問題に對して、あの態度を支持するといふような声明をなされおるやうに聞いておるのであります。が、こういうことは、この文化活動の面で政治との関連は全然ないなどと言われぬのであります。やはり政治的對立が非常にあるときに、こういうやうな文化活動の問題の領域までそれに関与して行くといふことによつて、文化活動そのものの運動が非常にやうに一方的な性格を帯びて来るといふやうに大いに考えられる面があるのですが、こういう点はこれは世界の文化を通じての平和を推進するといふ精神から考へて、これはどういふやうに考へておられるのですか。この点について関係者の意見をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(釘本久春君) お答え申し上げます。朝鮮事案に關連いたしまして、国連の行き方を支持する態度をユネスコがとりましたことは御承知の通りでございますが、これは国連とユネスコとの間の協定に基づきまして、ユネスコとしては教育、科学、文化としての専門機關としての独自の立場に立ち、所定の手續をとつてそつちの方針をとつたのであります。なおやうやうとしておりますことも、例えば戦後の教育復興について援助するとか、その他まさに教育科学文化機關としてなすべきことをやるやうとしておるやうでございます。

○岩間正男君 だからああいふ一つの朝鮮事案のやうなものに問題があつたわけでしょう。これは世界が全部安保理事會で満場一致である問題について

意見を決定したわけじゃないのです。ね。そういうやうな問題について、一方的にこれを国連軍の立場といふものを支持する、そういうやうなことが恐らく決議されたことを我々は記憶しておるわけですね。文化機關としてそういうやうな動きをすることが、今後のそういう運動について果して本當に世界間々まで滲透するといふ、こういうやうな方向に對して有害か、有害でないか、どう考へておるのか、どういふ見解をお聞きしておるのですか、どうもお答えがない。

○政府委員(釘本久春君) ユネスコが、このやうな文化活動といふものは、そういうやうな政治的な一つの對立の問題について支持するとか何とかといふ、そういうやうな決議のやうなものをを出すことが、これが世界の文化運動並びに文化を通じての平和推進の問題、こういうやうな問題に對してどういふ影響を持つか、こういう点について関係者はどういふ見解を持つておるかといふことをお聞きしておるのです。この点はどうか。あなたの方の御答弁ではつきりしないと思ひます。

○政府委員(釘本久春君) ユネスコは飽くまでも政治的な立場でなく、憲章の前文にもございますやうに、政治的経済的な取極による平和だけでは恒久平和は得られないといふ立場からいたしまして、飽くまでも教育、科学、文化を通じて世界平和の確立に寄与しよう、そういう立場で仕事を進めておるわけでありまして。

○岩間正男君 だからああいふ一つの朝鮮事案のやうなものに問題があつたわけでしょう。これは世界が全部安保理事會で満場一致である問題について

世界の文化を広く進めて行く上にどういふ一影響を持つたか、こういう点についてどう考へておるのか、お聞きしてあるんですが、それは尤も事務局としてお答えがむずかしいけれども私は保留しますが、どうなんですか。それはお答えできないですか。私はこの点非常に重要だと思ふんですよ。これは世界文化といふものを推進するんだと、そして飽くまでも世界の隅々までそういう精神を徹底させるんだと、そして平和を希求するんだと、こういうことを言つていながら、どうもああいふやうな形で對立の或る面を一方的に支持することによつて、事實的にはこれにひびが入つて行くんだ、ソ連の國々がこれから脱落するといふ形が出ていないですか。現在どういふやうな形で進められておりますか。

○説明員(戸田盛國君) 現在のソ連の國々とおつしやいましたのはポーランド、チエコスロヴァキア等を指すものと思はれますが、これらの國々がこのことによつてユネスコから脱落するといふやうな傾向は、今のところはそういう動きは見えておりません。将来のこととはわかりません。

○岩間正男君 この決議に對して非難されたといふ事實については、あなたの方の情報としてつかんでおられますか。こういうやうなやうに一方的な動きに對してユネスコの性格としては果して妥当かどうかといふ問題で相當非難があつたらうと我々見ておるが、こういうことはどうですか。

○説明員(戸田盛國君) 如何なる決議でも反對論はあり得るわけでありまして。ユネスコの場合には加盟國の大多

数が支持しましたので、その決議が通つてユネスコの決議となつたわけでありまして。

○岩間正男君 そのところはどうもさつきから食い違ひがあるのです。大体ユネスコなんといふものは、そういうことを支持するかどうかといふことをやるべき性格のものであるかどうかといふことが問題になつて来るわけですね。非常な文化交流といふ面から考へて阻害するのですよ。そういう決議をやつて現実に對立しておる問題の中に科学や文化を通じて世界平和に寄与しようといふ精神で進められておるユネスコ活動といふものが、いわば政治的なはつきりした對立の或るほうの一方が正しいとか正しくないとかいふことは、これはいろいろ問題のあるところでありますが、安保理事會の決議などというものは、国連軍の行動に對してはまあ合法的と言へば合法的でしよう、一応ね。併しまあその當時にはソ連の代表などがいなかつた、そういう形できめられて進められておる。而もそれを支持するといふことにユネスコが出て来れば、やはり世界的な全面的なそういう科学、文化を推進するといふ方向に私はひびが入る。ひびが入るといふやうなことが當然起るのではないか。起るやうな行動を、国連の一機關でありまして、文化、科学といふ方面を担当する機關が、そういうやうな政治的な問題の中に入つて行く必要があるのかないのか。それによつて、現実的に文化や科学の問題に政治性を附与することによつてこのユネスコを設けられたそも、その精神から違反するやうな現象が出て来るのである。このことを私は非常に心配しておる。同時

にこのことはユネスコの今後の性格を私たちが考え、これについて認識を深めるという点について私は非常に重大だと思ふのです。その点をお聞きしておるんですが、さつぱりこの点について肝腎な点に触れてのお答えがないわけですね。

○説明員(戸田盛国君) 又このことに關してはボデット事務局長は声明を發してござりまして、「朝鮮事案の結果われわれが担当することになった活動は我々の通常の事業計画の枠に適合するものである。その活動とは我々の最大限の能力を發揮してすでに多くの戦災国の復興に貢獻して来たように朝鮮の再建に參加することである。」というような趣旨を述べてござります。又この「ユネスコ憲章を讀み、フローレンスの総会の記録を讀む勞をいとわぬ人なら、これを以てユネスコの態度の変化を意味するものである」とは主張しないであらう。」「こういふように述べておられます。これがユネスコとしての公式の見解であらうと思ひます。

○岩間正男君 どうも私の質問に對して答へられたとは私は思へないのです。決議がなかつたのですか、支持決議のようなことは……。こういう問題は御存じないのですか。

○説明員(戸田盛国君) はあ、何でしようか。

○岩間正男君 国連軍に對する支持決議のようなことをユネスコはなされなかつたのですか。そのことが問題なんですよ。

○説明員(戸田盛国君) 決議をしておりません。

○岩間正男君 どういう決議ですか、今読んだのがそれですか。

○説明員(戸田盛国君) 只今のその決議に關しての聲明であります。

○岩間正男君 ちよつと決議を讀んで下さい。

○説明員(戸田盛国君) 決議の内容は、教育、科学、文化の分野において朝鮮民衆の窮乏を救済すること、集団安全保障に關する教育を行うこと、を含まれております。

○岩間正男君 それだけですか。国連軍の行動に對する、まあその点にちよつと触れておりますけれども、国連軍の當時の行動に對する支持決議といふものはないのですか。

○説明員(戸田盛国君) このユネスコの決議は、今申上げましたように教育、科学、文化の分野において朝鮮民衆の窮乏を救済すること、それから集団安全保障に關する教育を行うこと、

○岩間正男君 集団安全保障に關する……。

○説明員(戸田盛国君) そうです。集団安全保障に關する教育を行う、それが主となつておつたと理解しますが、只今決議の原文の持ち合せがありませんので、若し何でしたら……。

○岩間正男君 そうですな、それを讀んでから……。私もその資料がないもので、それじゃそれは成べく早く提出して頂きたい。一番私はこの問題を決定する上に基調をなすのはここだと思ふのですが、ユネスコ機關が表面謳われておるやうに行動しておるかどう

うか、國際的機關として。そして本當に我々が望むものは、やはり科学、文化を通じての世界平和の問題であつて、それが表面ではそういうことを謳つておりながら、行動が一方的な立場

をとるということになりまして、これは私は現実にはそういうものを破壊しておる恰好になる。こういう形で以てこの国内立法が、今後の日本の現在置かれておる一つの立場と結び付いて、

そうしてどういふ役割を持つかということ、我々としては、これは今後の動向も予測することが政治的なことは判断しまして我々の任務なんです。そのところが十分に理解され

ないといふのは非常に立派な精神と、そうして世界の機關としてできておるものだから、その形だけでそういういふことになつて、實際の行動そのものが今言つたやうな、本當に世界の平和を推進するのではなくして、逆に

一方的な、地域的な或いは対立した一方的な文化、科学といふものの推進といふやうな形で、いわばそういうものを政治的な一つの手段にして行くという形に進められれば私は逆効果だと思ふ。この点が国連の現在の運営そのものとも關連して来るわけであり

ます。国連憲章そのものの精神といふものが今日果して十分に行われておるかどうかといふところは、朝鮮事案後の大勢を通じて考へて見るといふと、非常に檢討を要する。日本がまあ國際連

合に參加したいといふので、そういうふうなこれは決議も衆議院のはうは通過しているやうでありますけれども、

こういう問題とも關連して國連の性格といふものを本當に最初の、当初設立された目標並びに國連憲章の根本精神に沿つていふかどうか、いふ点を十分にこれは判断する必要があるもので、これと關連して當然ユネスコに我々が參加してこの役割を積極的に果すがいい

か、或いは參加すべきでないというものを決定する大きな私はモメントをなすのはそこにあると思ふ。そういう点からお伺いをしていふのです。この点やはり今までのユネスコのとつて来た経緯といふものを、私はこの点も少し慎重に検討したい、こういうふうな希望を持つものでござります。この点一つ、そういう資料を早速一つ頂きたいと、こう思ふのです。

○高橋道男君 ユネスコが教育、科学、文化を通じて活動しているといふことを示してあることは申すまでもありませんが、宗教或いは宗教団体と稱するものはこの中に含まれてゐるのかどうか、それをお伺いいたします。

○政府委員(釘本久春君) この委員會の構成の中にどういふ団体か、或いはどういふ個人のかが入られるかは、第一回の委員、推薦委員が審議し答へして定められることとありますから、前以てすべてを予測するわけに参りませんけれども、ユネスコは大体宗教に對しましては極めて中立的な立場をとることを方針として活動いたしておるのでござります。と申しますのは、根本方針においては人類の平和、福祉増進といふことを目的としておりますだけに、極めて宗教的境地に近いものを保持しておりますけれども、實際の宗教にはいろいろな信条と考へ方がありま

すので、それに対して極めて中立的な立場をとるのがユネスコとしてはよい態度だといふふうに考へて、ユネスコ活動が世界的に進められておるやうに承知しております。従いまして国内委員會の委員にどういふ宗教団体の代表が入られるかといふような点が、これが宗教に對しては中立的立場をとると

いう根本精神の上で考へられるべきことだといふふうに考へております。

○高橋道男君 ユネスコが宗教に對して中立的であるといふことの御説明はわかりませんが、それは宗教を排除しておるという意味ではないのでござりますね、それを念のためにお伺いいたします。

○政府委員(釘本久春君) お答え申し上げます。宗教の価値や、教育及び文化、或いは又人間生活全般における宗教の高き寄手といふことについては、ユネスコはもとよりこれを否定しておるものではないでござります。ただ現実の様々の流派における宗教に對しては中立的な立場をとる、こういうことと

ござります。

○高橋道男君 一つ具体例を以て甚だ妙なことをお伺いいたすのであります。が、一年か一年もつと以前のことであります。が、パリのユネスコ本部の出張機關といふやうに伺ひましたが、日本におけるその機關から或る宗教団体の青年會がユネスコ活動に對して協力を求められたことがあつたのであります。その宗教団体の青年會の責任者が、その出張機關に行つていろいろ話を聞きましたところ、相当強力な、強い意味の協力を求められた、それについて役員か何かにも入つてこの活動に協力する意味だろつかといふやうなふうに考へて、その役員の構成などについて質問をしたところが、その當事者の言われるには、役員は構成はすでにきまつておる、而も過半はキリスト教の關係者によつて占められておるので、それ以外の宗教団体の關係者がこの役員に加わるといふことはこれは現在、將來ともに考へられないとい

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

うような話があつたそうでございます。これは私は自分の今記憶も少しは薄れておりますから、その通りであつたかどうかはつきりいたしませんけれども、若しこういう言辭が、その當時に言われたのだとすれば、一宗一派に偏するやうな活動機関であるといふように考へざるを得ないのであります。が、そういうやうなことにいつてどういふ見解を持つておられるかお伺いしたいと思います。

○政府委員(釘本久春君) お答え申し上げます。只今御指摘の事実私もつまびらかに承知いたしませんので、その事実そのものにつきましては御答弁申し上げられないのでございますが、我が国におけるユネスコ活動の方針といたしましては、一宗一派に偏することなき態度を堅持すべきものだと思つております。

○高橋道男君 只今の御見解を承知いたします。この法案によつて成立いたしますれば、国内委員会がござるのでありますから、それと只今文部省にありますが、ユネスコ課との関係でございすが、これはどういふふうになるのか。地方へいろいろな情報その他を流される、或いは活動に関する指令を流されるやうな場合に、文部省の直接の機関であるユネスコ課から流れるのか、或いはそれは活動機関ではなしに、国内委員会を通じて流されるのか、そういう関係について一つ……。

○政府委員(釘本久春君) お答え申し上げます。これも少々くどくなるかも知れませんが、ユネスコ国内委員会は、いわば日本におけるユネスコ活動の中核機関としての性格を持つて作られるわけでござい

ますが、これは各国の国内委員会と共通した性格を持たせられるわけでございしますが、国家行政組織法上はいわゆる八条機関でございまして、関係大臣の諮問に應ずる、或いは関係大臣に建議することを中心の性格とし、いわゆる行政委員会のごとき執行機関としてのいわゆる三権機関ではないと思つてまいりました。このユネスコ国内委員会が、或いは文部省でも或いはその他の関係機関でも行つていただきたいと思います。が、ただ普通の諮問、建議機関と違ひまして、ユネスコ憲章の定められし国内法規上にも調整を図りまして、企画、連絡、調査及び事業というふうなことはこの国内委員会でも行へる、と申しますより、むしろ国内委員会に大に行なつてもらうというふうな考へで、かなり八条機関としては強い執行機関に近い性格を持たせておるわけでございします。で、御質問の現在文部省にございます海外ユネスコ課のやうな課と、機構改革いたしますれば又変りますと思ひますが、どういふ関係になるかという点でございしますが、国内委員会が諮問、建議機関でありますだけに、文部大臣の所轄機関でありますけれども、ユネスコ活動についての最終的な責任は文部大臣にあるわけでございします。で、文部省内の担当部課が國務大臣の下にありまして、やはりユネスコ活動についての行政上の責任を持つて行動することは申すまでもございしません。但し、私どもの心組といたしましては、それは例へばユネスコ活動に關する法令案の整備とか、予算案の作成とか、或いは又ユネ

スコに關する法人の許可、認可に關する事務とか、いわば極く普通の意味で何らかの権限を行いますやうな、いわゆる普通の行政事務にとどめまして、折角の憲章に基いておられます機関としては、できる限りこの機関にユネスコ活動を行はせたい、そういうふうにいいたしたいと思います。

○高橋道男君 この国内委員会は活動体ではない、諮問機関が主であるといふことを言われながら、一方においては普及活動はするのだという御説でございしますが、そういうやうな点は、これはお説の通りでいいのであります。が、ユネスコ課との関連において事務分担或いはそのけじめがはつきりして行なはれるといふやうな懸念があると思ひます。その点を私はお伺ひしているもので、その区別などははつきりと考へてもらひたい。

○政府委員(釘本久春君) お答え申し上げます。誠に御指摘のごとく、その点ははつきりいたさなければなりません。私も、私どももいろいろその間に交錯が起りませんよう、法制局その他の関係官庁とも十分打合せまして、一案を持つておるわけでございしますが、それは文部省のほうでユネスコ活動についての行政的責任を持ちますことは、今御指摘の一種の情報活動とか普及活動といふやうなことは殆んど直接にはタッチせずに、先ほど申し上げましたユネスコ活動に關する法人の許可、認可とか、或いは予算案の作成等とか、極めて内部的な普通の行政事務を行なつて行くといふ点にとどめたいと考へておるわけでございします。

○高橋道男君 次にお伺ひ申したいの

は、現在までにたくさんユネスコ関係の団体ができておると思ひますが、そういうものは幾つぐらいあるのか。そしてそれは今後は国内委員会の関係におかれるのか、或いはユネスコ課の関係におかれるのか、そういう点もお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(釘本久春君) 只今御指摘のユネスコの国内団体と仰せられますのは、恐らく普通ユネスコ協力会と言われております全国各地で、自発的に盛り上つてきた団体のことを御指摘かと思ひますが、これは全国で一種の連盟組織を作つておまして、ユネスコ協会連盟という全国的な連盟組織ができておりますが、それに加盟しておられる各地の団体が約百ばかり、それからそれ以外にまだ全国的な連盟組織に加盟しておられない団体が約百ほどあるといふやうに私は情報を持っております。なお、併し累次御熱心なかつたによりまして或いは一般市民のかたの集まり、或いは勤労者のサークル、或いは学生などの間に続々々々とした団体ができておるもので、現在ではもつと数字が殖えておるかも知れませんが、本年三月頃までの現在では、大体数字の点についてはさうであります。なお、ユネスコのこうした極めて民主的な自発的な熱意によつてできております団体につきましては、国内委員会が成立いたしました後は、国内委員会が緊密な連絡をとるやうにするだろふと思ひます。これはユネスコ憲章の定められたこととからいたしまして、又我が国のユネスコ活動の特異性からいたしまして、当然そうなると思ひます。但し、法人として

設立申請をされるとか、先ほどもお答え申し上げました何らかの援助を政府機関から受ける場合のいろいろな手続とかといふやうな点につきましては、文部省内のユネスコのことを扱います部課がお世話することになるだろふと思ひます。純然たる事務的なことにつきまして……。

○委員長(梅原眞隆君) 総括質問は他にございせんか。なければ逐条審議に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 先ず前文に対して御質疑はございせんか。……なければ、第一章の第四條までについて御質疑はございせんか。第一章のユネスコ活動です。

○高橋道男君 四條に「政令」というのが出ておりますが、これはもうすでに準備ができておるのでございしますうか。

○政府委員(釘本久春君) まだ完全な成案を得ておりませんが、大体の案はまとめております。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質問ございせんか。第二章に移つて、第五條、第六條に御質疑はございせんか。……それでは、その次の第七條に御質疑はございせんか。……それでは次に第八條、第九條。

○高橋道男君 第九條の一項第五号、六号の両議院から指名した者の数が変わるやうになつておりますが……。

○委員長(梅原眞隆君) これは衆議院で変つていますよ。

○高橋道男君 それを私頂いておりませんが……。

○委員長(梅原眞隆君) 衆議院送付の

修正案の第九条の人数を一つお知らせ頂けませんか。

○専門員(竹内敏夫君) 第一号の教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者十八人、これは原案通りです。その次第二号の教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者、これが十五人が十二人になつております。三人減じております。その次第三号の地域的なユネスコ活動の領域を代表する者、これも十五人が十二人に減じられております。その次第四号の学識経験者の六人が、逆に七人に増加して一人これは増になつております。その次第五号の衆議院議員のうちから衆議院の指名した者、これが原案の一人が四人になりまして三人の増になつております。それから第六号の参議院議員のうちから参議院の指名した者、これが原案の一人が三人になりまして二人の増になつております。その次第七号の政府の職員、これは原案通り四人であります。

○委員長(梅原眞隆君) 第九条の修正は今のようにありますがおわかりになりましたか。……それは第十條、第十一條、第十二條、この三條に御質疑はございせんか。……第十四條から第十六條に御質疑はございせんか。……それでは第十七條から第十九條まで御質疑はございせんか。……それでは附則に移りますが、附則の最初に、衆議院の修正がありますから、ちよつと係りのほうから読んで頂きます。

○専門員(竹内敏夫君) 附則の第四項であります。……この法律により初めて任命される「云々の」そこでございませう。それが「第十條第一項の規定にか

かわらず、十八人については」というのが「十六人については四年」ということにして、「十八」が「十六」になつております。その次「十八人については三年」という、こもやはり「十八人」が「十六人については三年」、そこだけ変つております。

○委員長(梅原眞隆君) それでは附則の第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、こまでの間に質疑はございせんか。……では第六項、第七項、第八項に御質疑はございせんか。……終りに第九項、第十項について御質疑はございせんか。……ちよつと速記をとめて。

(速記中止)  
○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めますか。  
○岩間正男君 経費はどうなつておりますか。  
○政府委員(釘本久春君) 予算については、まだまだ不十分でございませうが、国内関係の予算といたしまして、事業費といたしまして約二千二百万円だけ確保しております。その他にユネスコに加盟いたしました関係上、分担金でございませう、分担金が、これは文部省予算ではございせんけれども、約五千万円……。

○岩間正男君 それはどこなんですか。  
○政府委員(釘本久春君) これは事務的の関係は外務省になつております。分担金のほうは外務省でございませう。それからユネスコ総会その他の国際会議に出席する旅費が若干ございませう。それ以外は予算化されてお

○政府委員(釘本久春君) 予算化されてお

ております。これは余りはつきりはしておりませんが、約一千万円くらいだと了解しております。

○岩間正男君 それは文部省ですか。  
○政府委員(釘本久春君) それは文部省とは必ずしも限りませんが、出られるかたんの所に移し替えるわけでありませう。文部省関係の予算といたしましては人件費その他で二千二百万円でありませう。それからちよつと訂正さして頂きますが、本年度のユネスコに対する分担金と申しますのは一月一日から十二月三十一日まででありますが、五千四百六十三万七千三百二十円でありませう。

○岩間正男君 それから事務局は文部省内に置くことになるのですか。  
○政府委員(釘本久春君) この機構は先ほど申しましたように所轄機関でございまして、国立教育研究所とかいうようなものと同じように文部省の外に出るわけでありませう。本省内の分局ではございせん。

○岩間正男君 外局みたいなものですか。  
○政府委員(釘本久春君) 外局ではないのです。文化財のような外局ではなく、国立教育研究所とか、国語研究所、そうしたものと同じように所轄機関でございませう。

○岩間正男君 人数はどれくらいですか。  
○政府委員(釘本久春君) これも非常に、まだ定員は文部省の関係ではつきりしておりませんが、約五十名くらい程度でございませう。但し、それを以てまして現在文部省のユネスコ課としてやつております定員が減りますから、実際には殆んど増えないこと

になります。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて下さい。  
午前十一時三十七分速記中止  
午後零時二分速記開始

○委員長(梅原眞隆君) それでは速記を始めます。それでは他に御質疑はございせんか。本案に対する御質問は終了したものと認めて御異議ございせんか。  
〔異議なし〕と呼ぶものあり  
○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありのたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○相馬助治君 只今議題と相成りましたユネスコ活動に関する法律案について、私は社会党第三控室を代表して賛成の意思を表明いたします。  
御承知のように今日世界における日本の置かれてある位置から考えまして、世界平和と人類の福祉に寄与するためにこのユネスコ活動が果すべき使命というものは実に重いものであらうと存するものであります。国際連合に加盟してない日本が、昨年七月正式にユネスコに加盟したということは実に重要な意味合いを持つものでありまして、その意味合いにおきまして、本法律案を制定いたしまして国内委員会を作り、単にその国内委員会はユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のためにあるというのでなく、進んではあらゆる種類のこの種の文化活動の基礎をなすものである意味合いにおきまして、国内委員会に対する内外の期待というものは極めて重大であらうと思つております。従つて

これらを規定いたしますところの本法

律案は是非とも必要であらうと思つて

でありまして、その意味合いにおきまして私は本法律案に賛成するものであります。

ただ考えて見なければならぬ第一点は、国際連合の精神に従つてユネスコ活動が行われるということを考えて見ますときに、世界におけるところの現状であります、二つの大きな思想的な相違、二つの大きな対立した勢力、この間に処しましてややもいたしますればユネスコ活動というものが、日本の国内においては単なる反共宣伝の機関に墮したり、或いは又偏狭な政治的な一つの考え方を推し進め、宣伝する機関に墮することあるならば、基本的には我が国の教育、科学、文化の向上に資するものでなくて、むしろこれに逆行する結果を生むことはおのずから明らかであらうと存するのであります。従いましてユネスコ活動は飽くまでも、いわゆる党派的な政治性を超えて存在するものであります。故に、それらの点については役員任命その他に当つても十分なる考慮が払われなければならぬと思つて、共に、生まれ出する国内委員会の、私が以上述べました点が単に杞憂であることを裏書するようない活動が望ましいことは申すまでもないと思つて、これは政府みずからが払ふべきことを私は要望の第一点としたいと思つて。

第二点は、このユネスコ活動の性質からいたしまして、この国内委員会の所轄の問題であります。これは各委員の討論のうちにもおのずから明らかに

五

なりましたように、外務省に持つて行くことが正しいとか、或いは文部省に置くことが当然であるとか、議論が分れたのでありますが、諸外国の例その他に鑑みて、日本においては文部省が所轄するというに相成つたのであります。ところが、ここで一応考へて見なければならぬことは、文部省が所轄するこの種の委員会というものは、その活動資金を将来国費から取る場合においては、常に思わぬ失態を演じて、当然必要とする国費をも割き得ないことが前例に多かつたと思ふのであります。逆な言葉を以ていたしますならば、文部省は予算獲得においては甚だその力弱かつたことを訴へざるを得ないのであります。文部省が所轄したという以上は、これらの点については十分政府も考慮されて欲しいと思ふのであります。

要しますに、我が国の教育、科学、文化の向上に努め、且つ国際交流を盛んにいたしまして、諸外国の理解と協力との関係を推し進めることなくしては新日本の建設はあり得ないのであります。その新日本建設の基本的な運動である面を担当いたしますところのユネスコ活動の重要性に鑑みまして、本法草案の趣旨には賛成いたしますと共に、以上二点を望みいたしたことを附け加えまして私は本法案に賛成の意思を表明する次第であります。

○岩間正男君 私は本法案に反対であります。

若しも日本が真に国際対立の中におきまして、日本の憲法の精神に徹底し、飽くまでもですね、平和を守り抜くと、こういうような態勢が本當にと

られておつて、その中に国際連合の精神から発したユネスコ機関というものが設けられたならば、私はそれは賛成するのであります。むしろ進んで賛成するのであります。然るに現在の情勢はどうかと言いますと、全くこういう態勢から反対の方向に動いておることは多くここで指摘する必要はないのであります。而もその後にユネスコの運営を見ますと、これが国際連合憲章の精神に則つて運営されておると一応謳われておりますけれども、運営の実態は、先ほど私が質問の中でもこの点に触れたのでありますけれども、殊に朝鮮事変を契機として非常にこれはいわゆる自由国家群というものの機関として傾いて来ておる、こういうような形でおるのであります。そういうような形で、現在日本がアメリカのいわゆる不沈国或いは反共基地として、東亞における反共基地として再編されておること、これは言うまでもなく、两条約並びに行行政協定によつて明らかに指摘されるところであります。その中にこのようないわゆる教育、科学、文化という精神の機関をここに作る、こういう形でこの問題がこのような法案化までされて、法制によりまして上から形作られるということになります。これは日本のいわゆるそういうような反共基地としての態勢を精神的にます、確立するための運動としてこれが推進されるところの危険が十分に存するのであります。そして又ユネスコのその後の性格の変化から考えまして、現実的な変化から考えまして、こういう感じを私は持つて来ると思ふのであります。相馬君が只今要望点として述べられたことは、実際はこれは恐らく、今言つたように杞憂に終

ればいいのでありますけれども、恐らく杞憂じやない現実的な姿を私はとつて来るものと考へます。こういう点から、私はこの法案が現実の日本の中で果す役割から賛成することはできないのであります。更に、今までユネスコの協力会というやうなものが国内にできたのであります。そしていろいろの運営された実態を見ましても、この紀要は十分に裏書されて来ると思ふのであります。例えば具体的なものも最近ユネスコの協力会のようなものがあつたのであります。そういう所々例えれば映画を見ておる。その映画は一体どういふ映画だけ見せておるか。これは今までの傾向を指摘すれば明らかであります。世界のあらゆる文化をあらゆる面から公平にこれを紹介し、あらゆる精神の糧としてこれを消化して行くというところに私はユネスコの本当の精神はあると……ところが現在選ばれておる映画を見ますという、非常にこれは一方的な形を持つています。こういう形で進められておるのが一つの例でもあります。国内のユネスコ協力会というものが、口先では成るほどユネスコ憲章に従つて人類の平和と繁栄の方向に向けられなければならない、こういうふうに言つておるのではありませんが、それが非常に作つたところの、或る特殊の一つの宣伝機関のような形で進められておるところに私は現状の危険を感じます。やはり我が過去に太平洋戦争の前夜を通じて陥りましたのは、やはり世界情勢に對しまして馬車馬的に一方の情勢を遮断し、一方の勢だけをこれを最も正

しいものとして信じて来たところにあつたのであります。この愚を再び我々は繰返してはならない。これが当然ユネスコの精神でなければならぬのに、その精神が今日おきまして先ほど申しましたように歪められておる。こういう中で、すでにその下地ができているところに対して、更にこれを法制化して、もつと官僚統制下に置こうとする態勢が出ておる。これがこの法案の狙いで、従ひまして私はこういうやうな国際的な一つの反共機関とも言へば言へるやうなもの、日本版であるところのこのユネスコの国内における行動に對しましては、非常に私は賛成することができない。

第二の反対の点は、これはやはりこの国内委員の任命なんかを通じてよく現れておると思ふのであります。これが最終的には文部大臣の任命によつて行われる、こういう形になつて来ているのであります。これはやはり私たちが新しい民主的な文化というものを考へるときに、およそこういうやうな態勢というものはそぐわないものじやないか、逆行してゐるんじゃないかというふうに考へます。今度の修正点なんかについて見ても、この構成を見ますと、地域的な代表者を選ぶ場合には、最初に全体の四分の一であつたのであります。これを五分の一に減らしておる。そして中央のそういうやうな人的構成を非常に強化しておる。こういう形において頭でつかぬ足のないところの、いわゆる官僚統制強化という形でこの運営が今後なされるということに對して、この不安に對してこれを是正するところの何らの裏付けがないのであります。こういう点から考へまして、私は今日やはり日本の置かれておる態勢から考へまして、いわば新しい意味の精神総動員的な方向をこのユネスコ運動を通じて行われたいという保証がない。こういう点から考へまして、こういうやうな官僚統制の方向で一体一国の科学や文化や教育というものが非常に上から、而も国際機関と結び付く形におきまして、強化される、こういう形は望ましくないと思ふので、一応これは国際機関との関連という形で作られることになるのであります。それをどのように消化し、どのようにこれを育てて行くかというところは、やはり日本の民主主義そのものが現在どのような段階を辿り、どういふやうな内容を持つてゐるかということに關連するものであります。現状におきましては、だその訓練が非常に浅い、本當に民主的な訓練を経ない日本の現状におきましては、官僚統制的なものに動かされるという危険を十二分に感ずる。かような点から私は国内立法として時期尚早である。而も非常にむしろ時代の要請の方向に應えて行く、こういう役割を担はされるということを感じます。こういう点から私はこの法案に對しまして反対するものであります。

○高橋道男君 私は衆議院で修正議決されて本院に送られました本法案に賛成いたすものであります。私どもは世界の平和確立と人類の福祉の増進に貢献することを念願するものであります。ユネスコはその意義を高く評価して、殊に我が国に對しては平和条約の発効以前にその加盟を認めて来ておるのであります。そういう点から考へます

と、エネスコが我が国に対して世界平和の確立と人類の福祉増進に関する精神の発揚と実現に対して深く期待していることを感ぜざるを得ないのでございます。従いまして私どももそういう要請に応える意味において、この運動を組織化し、より以上体系付けることの必要を感ずるのでありますが、本法案によりましてその基礎付けられたものが与えられと考えるのであります。法案成立後エネスコ活動の面におきまして大なる飛躍が期待ができると思うのでございます。

ただ修正されました人員構成の面につきましては若干の議論がないでもございませぬし、殊に一つの運動を推進する上において人的構成が大きな役割をし、又大きな意義を持つというところがございします上からいたしまして、我が懸念するところとは、この任命に關係を持たれる文部大臣なり、關係機関において十分な慎重な措置を講ぜられて万全の策を立てられ、只今岩間委員が述べられましたような懸念のないような活動を推進されることを希望して私の賛成といった次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか。御意見も尽きたようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。衆議院の送付せるエネスコ活動に関する法律案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございます。よつてエネスコ活動に関する法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四条により、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならんことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書について多数意見者の署名を附することになっておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

○委員長(梅原眞隆君) 本日はこれで散会をいたします。

午後零時二十一分散会

五月十七日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第二〇〇六号)(第二〇〇六号)(第二〇六三三号)(第二〇八四号)
- 一、総合学研究に関する請願(第二〇五二二号)
- 一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第一〇四一号)

する陳情(第一〇四一号)

第二〇〇六号 昭和二十七年四月二十五日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者 長崎県議会議長 岡本直行

紹介議員 秋山俊一郎君

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。

第二〇二〇号 昭和二十七年四月二十八日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(二通)

請願者 福岡県粕屋郡志免町志免第一小学校内 富田進外二十九名

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第二〇〇六号と同じである。

第二〇六三三号 昭和二十七年五月六日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(四通)

請願者 福岡県若松市深町小学校内 古野武雄外二百九十六名

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第二〇〇六号と同じである。

第二〇八四号 昭和二十七年五月八日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡香月町 安永敏男外八十六名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二〇〇六号と同じである。

第二〇五二二号 昭和二十七年五月一日受理

総合学研究に関する請願

請願者 東京都荒川区日暮里町八ノ五三七総合学研究所内 齊藤道厚 祐一君

総合学とは、生理四元、心理四元、物理四元、倫理四元に立入つてこれらに共通の四構素を見出し、この共通四構素を図式において一致させ、その同心円態において知識法を確立するものであつて、この知識法を使つて総合分析して構成素の配列を見出しこれを知識としていく学問である。しかして、この総合学的行き方が真に人間学であることの証明は、この知取り法で知識を創つていくと、百科の学術が至極簡単に解明できるため、大学まで十八年を費していたのがこの方法でいくとわずか十年ですむことになり、その得る利益はばく大である。ついでに、この総合学的行き方の研究所を設立することが刻下日本の急務と思うから、政府においても、これが実現に對し格段の配慮をせられたいとの請願。

第一〇四一号 昭和二十七年五月八日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 福岡県若松市立第一中学校 校内 豊福久人外七十一名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの陳情。

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷片